奈良県告示第二百七十二号

定により、奈良県中南和県税事務所長が次のとおり特約業者の指定を取り消した。 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)第五十四条の二第二項の規

平成二十八年一月二十九日

奈良県知事 荒 井 正 吾

会社	商店	会社森川石油株式	名 称
森下 徳博	喜多淳郎	森川 公雄	代表者の氏名
奈良市針町七九〇番地	地の一桜井市大字金屋二八一番	二七号橿町一丁目九番	の所在地
三十日平成二十七年十一月	十一日平成二十七年八月三	平成二十七年八月三	指定の取消しの年月